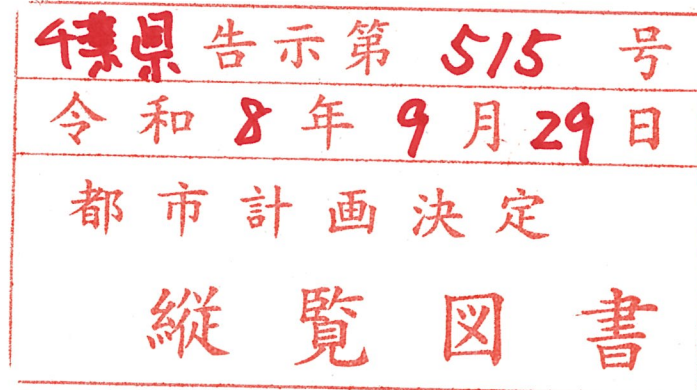


習志野都市計画

都市再開発の方針



令和8年9月29日

千葉県

習志野都市計画都市再開発の方針の変更

習志野都市計画都市再開発の方針を次のとおり変更する。

目 次

1	都市再開発の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画的な再開発が必要な市街地・・・・・・・・・・・・・・	2
3	特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区・・・・・・・・	2
	表1 1号市街地の整備方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	表2 2項再開発促進地区の整備又は開発の計画概要・・・・・・・・	4
	都市再開発の方針図・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	都市再開発の方針附図・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

1 都市再開発の目標

(1) 千葉県の再開発の基本目標

人口減少・少子高齢化の進展への対応、防災性の向上、カーボンニュートラルの実現、良好な景観の保全・形成等の都市を取り巻く社会経済情勢の変化やそれに伴う課題に対応した都市計画の取り組みが求められている。

そのため、人口減少・少子高齢化に適応したコンパクトでウォークアブルな都市づくり、激甚化・頻発化する風水害・土砂災害や大規模地震等に対する防災性をより向上させた安全な都市づくり、スムーズな「人・モノ」の流れを生み出す魅力あるまちづくりなどに向け、計画的な再開発が必要な市街地における都市機能の更新が急務となっている。

このことから、既成市街地のうち、土地の高度利用を図るべき地区、市街地の環境改善を図るべき地区などにおいて、市街地再開発事業や土地区画整理事業などの市街地開発事業による都市の再構築、地区計画などの規制誘導手法による修復型のまちづくりなどの再開発を進め、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を積極的に推進する。

(2) 習志野都市計画区域における都市再開発の目標

本区域は、千葉県の西部に位置し、船橋市、千葉市、八千代市に隣接し、南側は東京湾に面しており、首都圏整備法による近郊整備地帯の指定がされている。

都心からほぼ30kmの距離にあり、鉄道による都心からの所要時間は概ね30分程度であるなど、交通利便性が高い立地条件にあるため、昭和40年代から住宅開発が急激に進み、昭和50年代に入ると駅周辺において商業施設等の立地が進んだ。

現在では、それらの商業施設等の多くが、建築後45年以上を経過し老朽化への対応や少子高齢化を背景とした新たな施設ニーズへの対応が必要となっている。

このような状況を踏まえ、習志野市が目指すべきまちの姿である、「多彩で豊かな交流が広がるまち 習志野」の実現を目指し、市街地開発事業や地区計画等により、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図るため、習志野都市計画都市再開発の方針を定める。

2 計画的な再開発が必要な市街地

(1) 計画的な再開発が必要な市街地

本区域の既成市街地において、計画的な再開発が必要な市街地（以下「1号市街地」という。）として、都市再開発の方針図のとおり位置付ける。併せて、1号市街地に係る再開発の目標並びに土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針を表1のとおり定める。

土地の合理的な高度利用を図るべき地区

- ・拠点機能の強化・充実を図るべき地区

津田沼駅周辺地区について、本区域の「玄関」として相応しい多様な都市機能を有する広域拠点の形成を図る。

3 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

1号市街地のうち、津田沼駅南口地区を特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区（以下「2項再開発促進地区」という。）として都市再開発の方針附図のとおり位置づけ、その整備又は開発の計画概要を表2のとおり定める。

津田沼駅南口地区は、魅力ある都市環境を有する広域的な拠点の形成を目指し、周辺との調和に配慮しつつ、交通結節点としての機能強化や商業・業務・文化機能等の集積を図ることにより、土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新を図る。

表1 計画的な再開発が必要な市街地（1号市街地）の整備方針

都市計画区域名：習志野都市計画区域

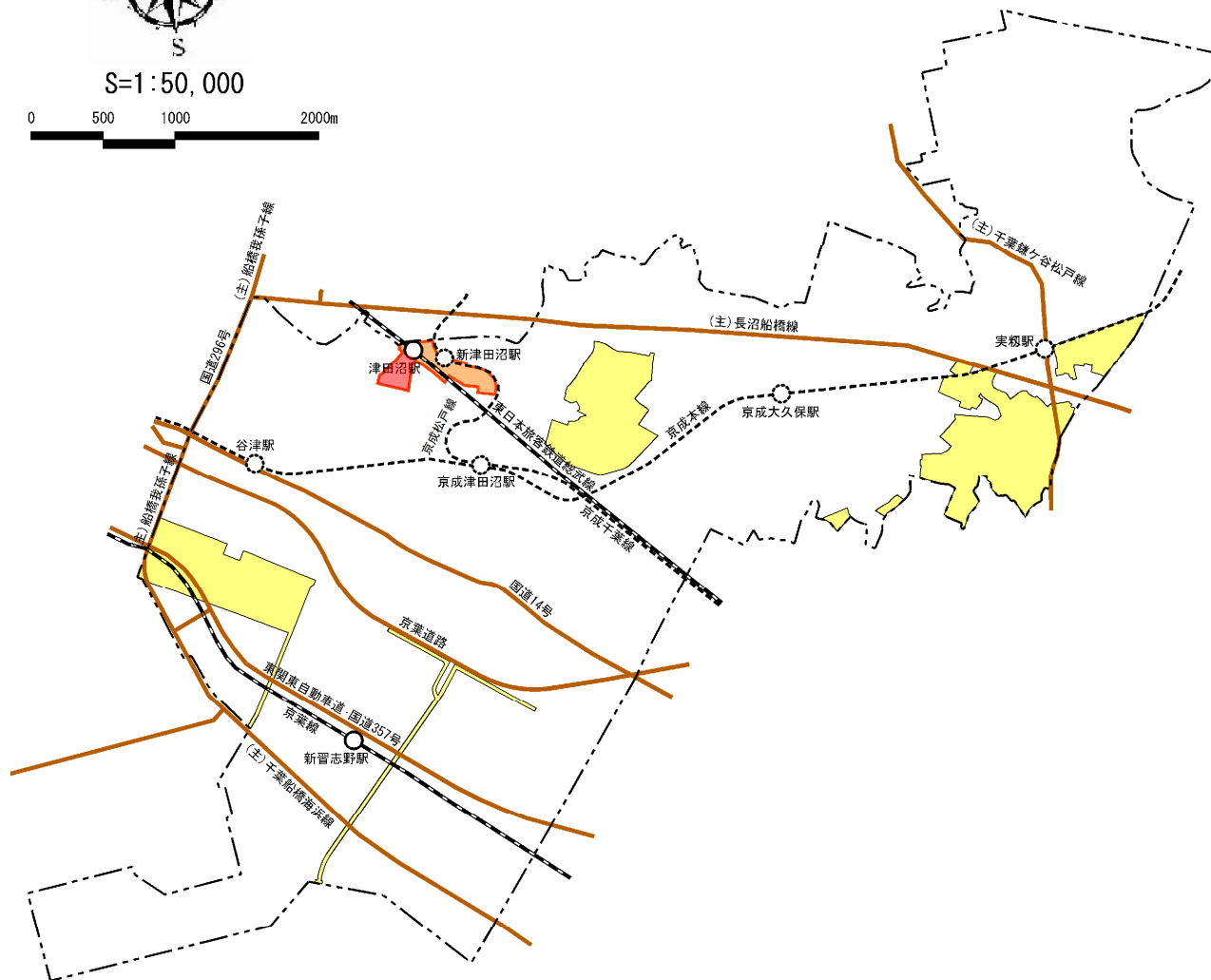
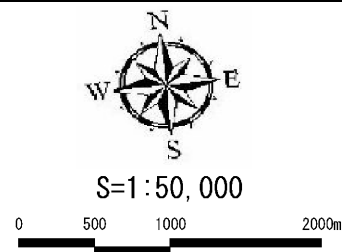
番号	地区名称 (h a)	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針			再開発を誘導すべき地区 (誘導地区)	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区 (再開発促進地区)
			適切な用途及び密度の確保その他の適切な土地利用の実現に関する事項	主要な都市施設の整備に関する事項	都市の環境、景観等の維持及び改善に関する事項		
1	津田沼駅周辺地区 (約13.5ha)	・ 中心市街地として相応しい魅力ある都市空間を形成する。 ・ 拠点性の高い商業・業務・文化機能等の集積を図る。 ・ 交通結節点としての機能の向上を図る。 ・ 安全・安心な回遊性を確保し、交流が創出する歩行者空間を整備する。 ・ 周辺の都市機能と調和した良好な居住環境の形成及び防災性の向上を図る。	・ 中心市街地として、商業・業務・文化機能等の集積を図る。 ・ 市街地開発事業の適切な誘導により、土地の高度利用を促進する。	・ 3. 3. 2号津田沼駅前線（津田沼駅南口交通広場）の整備 ・ 津田沼駅南口自転車駐車場の整備 ・ 公園の整備 ・ 駐車場の整備 ・ 文化施設の整備	・ 緑豊かなオープンスペースが確保される等、本区域の玄関として相応しい都市景観の形成を図る。 ・ 交流創出・回遊性等を備えた安全で快適な歩行者空間の確保を図る。 ・ 建物の共同化により不燃化、耐震化の促進及び防災機能の向上を図る。		・ 津田沼駅南口地区

表2 再開発促進地区（2項地区）の整備又は開発の計画概要

都市計画区域名：習志野都市計画区域

番号	地区名称 (h a)	地区整備の主たる 目標	整備又は開発の計画の概要					
			土地利用計画	建築物の更新の方針	施設整備の方針	再開発推進の条件 整備等の措置等	概ね5年以内に 実施予定の事業	概ね5年以内に決定 又は変更予定の 都市計画
1	津田沼駅 南口地区 約4.0ha	・本区域の玄関として相応しい魅力ある都市環境を有する広域的な商業・業務・文化機能等を集積した拠点を形成する。	・商業・業務・文化機能等の集積を図り、秩序ある土地の高度利用を促進する。 ・周辺の都市機能と調和した居住機能の適正配置を図る。	・民間活力の導入により、駅前広場及び公園等の公共施設と調和した商業・業務・文化施設の更新を図る。 ・建物の不燃化及び耐震化等の促進により、防災機能の向上及び安心・安全な市街地を形成する。	・3.3.2号津田沼駅前線（津田沼駅南口交通広場）の整備 ・津田沼駅南口自転車駐車場の整備 ・公園の整備 ・駐車場の整備 ・文化施設の整備	・民間活力導入による整備	・津田沼駅南口地区第一種市街地再開発事業	・市街地開発事業（市街地再開発事業） ・地区計画

都市再開発の方針図



計画的な再開発が必要な市街地		
1号市街地	誘導地区	2項再開発促進地区
津田沼駅 周辺地区 (約13.5ha)	—	津田沼駅南口地区 (約4.0ha)

凡 例	
	都市計画区域
	市街化区域
	1号市街地
	誘導地区
	2項再開発促進地区
	主要な道路
	鉄軌道(JR線)
	鉄軌道(私鉄線)

都市再開発の方針附図

1. 津田沼駅南口地区

